

幼保連携型認定 小桜こども園 しおり (重要事項説明書)

1. 施設の概要

(1) 運営主体 (事業者の概要)

事業所の名称	社会福祉法人 小桜福祉会
代表者氏名	理事長 藤戸鉄也
法人所在地	佐賀県神埼市神埼町本堀2565番地1
法人電話番号	0952(52)3345

(2) 施設の概要

種別	幼保連携型認定こども園
名称	小桜こども園
所在地	佐賀県神埼市神埼町本堀2565番地1
連絡先	(電話番号) 0952(52)3345 (FAX) 0952(52)7558
施設長氏名	園長 藤戸 鉄也
開設年月日	昭和49年4月1日

(3) 敷地及び園舎

敷地	敷地全体	2309.27 m ²
名称	屋外園庭	859.41 m ²
園舎	構造	鉄骨鉄筋コンクリート造
	延べ	634.55 m ²

(4) 主な設備の概要

設備	部屋数	面積	備考
保育室	5	250.60 m ²	3歳児ゆり組 4歳児ばら組 5歳児さくら・うめ組
ほふく室	6	201.77 m ²	0歳児つぼみ組 1歳児ちゅうりっぷ組 2歳児ひまわり組
調理室	1	32 m ²	
事務室	1	33.60 m ²	応接室と兼用
浴室	1	2.00 m ²	
トイレ	3	35.15 m ²	

(5) 利用定員

年齢区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
1号				15人			15人
2号				19人	28人	28人	75人
3号	10人	15人	20人				45人

(6) 職員体制 (平成30年4月1日)

職種	員数	常勤	非常勤	職務内容
園長	1	1		教育・保育の質の確保及び向上を図り、職員の資質向上に取り組み、一体的な管理運営を行う。
教頭	1	1		園長を補佐し、園務を整理し、職員の資質向上に取り組み、一体的な管理運営をサポートする。
主幹保育教諭	1	1		園児も教育及び保育を行い、並びに保育教諭その他の職員に対して、教育及び保育の改善及び充実のために必要な指導・助言を行う。

職種	員数	常勤	非常勤	職務内容
副主幹保育教諭	2	2		主幹保育教諭を補佐し、保育教諭及びその他の職員に対して必要な指導・助言を行う。
保育教諭	13	13		教育課程を及び保育過程に基づき、園児の教育及び保育を行う。
保育補助	5		5	保育教諭の補助をし、園児の教育及び保育を行う。
看護師	1	1		園児の健康観察及び保健衛生指導を行う。
栄養士	1	1		献立作成や給食全般の管理、調理業務及び食育に関する活動を行う。
児童発達支援員	1		1	園児の発達を保育士、看護師等と連携し、個性に応じたサポートを行う。
調理員	2	1	1	献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。
事務員	1		1	園の事務業務全般
バス運転手	1		1	登園・降園時の利用者の送迎・行事等の送迎

2. 教育・保育を提供する日・時間・その他留意事項

(1) 利用区分別 教育・保育を提供する日

利用区分	利用時間	休業日
1号認定	月曜日から金曜日 9:00～14:00	・土曜日 ・日曜日 ・夏季休業日・冬季休業日・春季休業日 (神崎市小学校の公立休業日に準じる)
2号・3号認定 (標準時間)	月曜日から土曜日 7:00～18:00	・日曜日
2号・3号認定 (短時間)	月曜日から土曜日 8:00～16:00	・祝日 (国民の祝日に関する法律に規定する日)

※教育・保育上必要があり、または止むを得ない事情があるときには休業日に教育・保育を行う場合があります。また、何らかの事情により教育・保育を提供することが出来ない場合は、事前にお知らせいたします。

(2) 延長保育事業

利用区分	利用時間	利用料
1号認定	① 7:00～8:00	① 30分 50円 ② 60分 100円
	② 14:00～18:00	① 60分 50円 ② 日額 200円 ③ 月額 4,000円
	③ 18:00～19:00	① 30分 50円 ② 60分 100円 ③ 月額 2,000円
2号・3号認定 (保育短時間)	① 7:00～8:00	① 30分 50円 ② 60分 100円
	② 16:00～18:00	① 60分 50円 ② 日額 100円 ③ 月額 2,000円
	③ 18:00～19:00	① 30分 50円 ② 60分 100円 ③ 月額 2,000円
2号・3号認定 (保育標準時間)	18:00～19:00	① 月額 2,000円 (神崎市との契約)

※延長保育をご利用する場合は、2号3号認定の方(標準時間保育)は神崎市での申請が必要となります。また、1号認定、短時間保育の方は別途、(早朝・延長保育用勤務証明書、利用申請書の提出)が必要となります。ご利用には予め連絡をお願い致します。

(3) 利用料等

利用者負担 (月額保育料) 1号・2号・3号認定	利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担額
--------------------------------	-------------------------

(4) 実費徴収(1号・2号・3号認定子ども)

各認定児実費分として以下の金額を徴収致します。

項目	対象年齢	金額		
		毎月	月額	
① 保護者会費	全年齢児	毎月	500円	
② バス利用代	利用者	毎月	1,500円	
給食費	利用者	月額	1号 主食(米)・4,500円	
			2号 主食(米)・0円	
			3号 (主食・副食含) 0円	
預かり保育料 (14時～18時)	1号認定 利用者	60分	50円	
		日額	200円	
		月額	4,000円	
早朝保育料 (7時～8時)	利用者	60分	100円	
		30分	50円	
延長保育料 (18時～19時)	1号認定	60分	100円	
		30分	50円	
土曜保育料	1号認定	日額	1,000円	
給食費	1号認定	日額	225円	
休業期間保育料	1号認定	日額 (14時以降は預かり保育料に準じる)	300円	
長期休業中給食費	1号認定	日額	225円	
④ 主食	以上児	偶数月 (4・6・8・10・12・2)	米一合	
⑤ 絵本代	希望者	毎月	300円～430円	
⑥ ピアニカ	年長児	小学校準備教材品	6,000円	
⑦ 制服等	以上児	年間	上着	5,500円
			ズボン	4,300円
			スカート	
			ブラウス	2,350円
			遊び着	2,450円
			体操服 上	1,780円
			下	1,650円
			カラー帽子	1,550円
通園リュック	3,500円			
通園バッグ(ゾウ)	430円			
⑧ 道具代金	5歳児 4歳児 3歳児 2歳児 1歳児 0歳児	製作用具 用品等 年齢に応じて変動		9,140円
				7,140円
				7,000円
				8,250円
				8,250円
				1,870円

(平成31年当初価格) 価格は変動致します。

(5) 利用料支払方法

支払方法	口座振替(佐賀銀行)
引落日	毎月25日
小桜こども園口座	佐賀銀行 神埼支店 (普通) 3069169 名義人 社会福祉法人小桜福祉会 理事長 藤戸鉄也

※滞納があった場合の取扱いについて

保育料等の滞納があった場合は、過去のお支払い状況等を考慮し、本園の判断により原則として連続2か月滞納があった場合は、退園とさせて頂くことがあります。

(6) 提供する特定教育・保育の内容

認定こども園法及び子ども子育て支援法(平成24年法律第65号)児童福祉法に基づいて、乳児及び幼児(以下「園児」という。)の教育・保育事業を行い、教育・保育の一体的な提供を通して、その心身の健やかな育成にもふさわしい生活の場を提供するものとする。

(7) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項

利用者の内定	【1号認定子ども】 (ア) 本園に直接申し込み下さい。定員を超える利用希望がある場合には、園則の規定により選考を行います。 【2号・3号認定子ども】 (イ) 神崎市へ「保育の必要性」の認定申請をします。神崎市から認定証が交付され、神崎市が利用施設を決定します。
利用決定	(ア) 入園が決定した場合には、本園との利用契約を締結して頂きます。
退園理由	(ア) 1号・2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき(卒園を含む) (イ) 保護者から退園の申出があったとき。 (ウ) 利用継続が不可能であると市が認めたとき。 (エ) その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき。

(8) 提携する医療機関〈嘱託委〉

	園医師	園歯科医
病院名	たけうち小児科	永原歯科医院
医師名	竹内純孝	永原 昇
所在地	佐賀県神崎市神埼町本堀 2707-2	佐賀県神崎市神埼町神埼 590
電話番号	0952-52-2524	0952-52-2970

(9) 緊急時における対応方法

特定教育・保育の提供中、利用子どもに体調の急変、事故や怪我が生じた場合、すみやかに利用子どもの保護者又は緊急連絡先、その他医療機関への連絡を行う等の措置を講じます。

【管轄する消防署及び警察署】

署名	神崎市消防署	神埼警察署
所在地	佐賀県神崎市神埼町枝ヶ里 184-1	佐賀県神崎市神埼町枝ヶ里 155-1
電話番号	0952-52-3291	0952-52-2114

(10) 非常災害対策

防火管理者	藤戸鉄也
消防計画届出年月日	平成29年1月11日
避難訓練	毎月1回実施
防災設備	火災報知設備・粉末消火器・非常警報設備
避難場所	第一避難場所：小桜こども園 園庭 第二避難場所：神埼町小学校運動場
緊急時の連絡手段	園連絡メールにて一斉連絡 園アプリでの情報開示
本園の対策	園舎周りの防犯カメラ 柵セコムとの提携(防犯管理) 事故防止に関する定期的な職員研修

(11) 相談・要望・苦情窓口

本園では、要望・相談・苦情等に係わる窓口を以下のとおり設置しています。

本園ご利用相談窓口	受付担当 藤戸由美子(教頭) 電話番号 070-4699-3345 解決責任者 藤戸鉄也(園長) ご利用時間 8:00~17:00(月~金) 電話番号 080-5284-5137
-----------	---

第三者委員	田中和子 時 由美 電話番号 0952-52-3345
-------	-----------------------------------

- (ア) 苦情・意見・要望は口頭、電話、書面などにより苦情受付担当者（教頭）が随時受け付けます。尚、第三者委員に直接苦情を申し出ることも出来ます。
- (イ) 苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者（園長）に報告し、職員会で苦情の内容について協議・改善策を検討します。
- (ウ) 本園では、上記の他、園内に要望・苦情等に係るコミュニケーションポスト（投函箱）を設置しています。
- (エ) 本園では、年度末に保護者アンケートを配布し、要望や苦情又は提案等を聞き入れ、改善する努力を行います。

- (12) 賠償責任保険の加入状況
本園では以下の保険に加入しています。

保険の種類	園賠償責任保険・園児団体傷害保険
保険の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・施設賠償責任保険 ・追加被保険者特約 ・初期対応費用担保特約条項 ・管理財物補償 ・人格権侵害補償 保育園の管理下及び通園途上における、ケガ、熱中症（日射病、熱射病）特定感染症（O-157等）細菌性ウィルス性食中毒（サルモネラ菌等）
保険金額	（施設賠償）対人1名・1事故10億円 対物1事故1,000万円 （生産物賠）対人1名・1事故・期間中10億円 対物・期間中1,000万円 （管理財物）1事故100万円 （人格補償）1名50万 1事故1,000万円 （園児団体傷害保険）死亡・後遺症277万円 入院日額3,000円 通院日額2,000円

- (13) 守秘義務及び個人情報の取扱いについて

- 園児及びその保護者に関わる個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用します。
- (ア) 小学校への円滑な移行・接続が図れるように卒園にあたり、入学先の小学校との間で情報を共有すること。
- (イ) 市町村が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保育料の情報は、給付事務に必要な範囲に限って利用すること。
- (ウ) 他の保育所等への転園する場合その他きょうだいが別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡事項を行うこと。
- (エ) 緊急時において、病院その他の関係機構に対し必要な情報提供をおこなうこと。

3. 教育・保育理念・目標・方針

以下の「教育・保育理念」「教育・保育方針」「教育・保育目標」を掲げて地域密着の質の高い事業を営みます。

【教育・保育理念】

仏の子 みんな 仲良し 心の輪

浄土真宗の教学を基に園の理念「仏の子 みんな 仲良し 心の輪」を通し、子どもも親も、保育士も共に育ちあっているように子育て環境を整える（まことの保育）。又、地域に根差した保育園として、地域社会との交流を図りながら子育て支援の核となる。

(1) 子ども一人ひとりを大切にします

一日の大半を過ごす園で、子ども達が保育者と信頼関係を築き安心感をもって生活が営める「安らげる場」をつくります。一人ひとりの個性と丁寧に向き合い、自分が愛され必要とされていると感じながら、生き生きと自分らしく活動できるように教育・保育を行い、自己肯定感を育みます。そして、一人の個人として、子どもを尊重して思いやりや助け合うこころを育てます。また、子どもの「気づき」や「やろう」とする気持ちを大切に、子ども自身の探求心や好奇心を育て豊かな感性や創造性を伸ばします。

(2) 子どもと保護者に信頼される保育者の心得

自らが手を合わせ、自分を抛り所とせず、子どもと一緒に、常に遊び、学び、共に育つことを大切に生きたい。その為には、まずは自らが仏様の教えに耳を傾け、生かされて生きているいのちにめざめ、自らの命の事実に向き合いたいものである。そのことで、慈愛に溢れ豊かな精神が整い、信頼される保育者となるのである。

(3) 地域に愛される保育園を目指して

子どもの生活は家庭、地域、園が連携して営まれています。家庭や地域での生活経験が、園生活を豊かにし、園生活で培われたものが家庭や地域社会での生活に生かされる中で、子どもは望ましい成長を遂げていきます。子どもの健やかな成長や自己を十分に発揮するためには、家庭、園、そして、地域が子供たちにとって、安心して過ごせる場所となる必要があります。地域社会に開かれた子育て支援拠点として、地域の方に見守られながら愛される園を目指します。

【教育・保育方針】

仏教教育を通して、豊かな人間性を培い、生き生きと活力のある生き方ができる子どもの育成を目指す。また、職員は、子ども達と共に生き、共に育つことを基本として、日々の保育を行う。

(4つの柱を目指した保育方針)

- ① 思いやりの共感を生み出す情緒の安定
- ② 人間としての生きる力となる意欲の発達
- ③ 環境に応じたルールを守る社会の発達
- ④ 他の3つの柱に支えられて育つ知的身体能力の発達

【教育・保育目標】

乳幼児期の育ちは、将来の人格形成の基礎を築く大切な時期です。宗教的情操教育を軸とする中で、生活や遊びといった体験を通し情緒的・知的な発達をして「生きる喜び」と様々な物事に対応できる「生きる力」(人間力)を育みます。園では、それぞれの個人差に十分配慮しながら、生活習慣や社会生活が身につくよう一人ひとりの気持ちに寄り添い、保育にかかせない5つの領域、健康・人間関係・環境・言語・表現を丁寧に展開し、調和のとれた子供を育てます。

(子供たちの保育目標)

◎ まことに生きる子

- * 心から頭を下げることでできる「まこと」があることを知る
- * 他人の良い点を、素直にほめることができるようになる
- * 嬉しい・楽しいという体験を通して、生きる喜びを得る

◎ 思いやりのある子

- * いつでもどこでも、自分を照らし、見守るはたらきがあることを知る
- * 間違えた時は、次からどうすればよいか、考える力を身につける
- * 世の中には「無駄」なもの一つもないことを知り「もったいない」の心を身につける

◎ お話をよく聞く子

- * 話は、相手の目を見て頷きながら聞き、よく内容を理解する
- * 「きまり」を守ることの大切さを知り、自らを律する心を身につける
- * 目標に向かって、努力を続ける力を身につける

◎ みんなと仲良くする子

- * 多くのいのちのはたらきのお陰によって、生かされていることを喜ぶ
- * 自分が、言われたりされたくないことは、友だちに対して慎む
- * 自分が、誰かの役に立つ存在であることを喜ぶ

【特色のある保育】

(1) マーチングバンド

知識からではなく、身体全体で吸収する音楽リズム、これは幼児期の特性です。これを日々の保育に無理なく取り入れながら、好きなもの、やってみたい楽器と取り組み結成されたマーチングバンドです。就学前の心身の発達、協調性、忍耐力を育むことに大いに役立っています。子供たちの笑顔もきらきら輝いています。

(2) 身体をつくろう

幼児期から児童期においては、脳・神経系が急激に発達します。運動遊びは身体を動かすこと自体が子供たちにとっては楽しい遊びとなります。日々の保育でも積極的に運動遊びを行っていますが、月に1回、外部の専門指導員から直接指導を受けることで、より専門的な指導を保育に取り入れることが出来ます。その結果、体力の向上や運動機能の発達、また運動を通じルールを学ぶことで、社会性を学習する機会にもなります。

(3) 英語で遊ぼう

外国講師を招いて、本場の英語を聞きながら遊びます。

初めての異文化との交流、それが当園の英語の時間となります。従来の覚える英語ではなく身体で感じる「楽しい英語」を中心とし、とにかく五感を使ったコミュニケーションを大切にしています。講師の先生は日本在住歴も20年を超えていますが、いまだに日本語が苦手らしいです。そんな先生方と表情豊かに、身体をつかつての英語の時間です。きっと、楽しい時間となることでしょう。

(4) 季節の農業体験

春はじゃがいも、夏はスイカに向日葵に栄養豊かなニガウリ！秋の芋ほりはほっぺが落ちそう、冬は・・・春に芽を出す可愛いチュウリップ植えと、四季折々の野菜や花々を育てることで子供たちは自然の豊かさに触れ、当たり前では見えてこない【いのちのお陰様】を学んでいきます。

(5) 【認定こども園での一日】

※行事等により変更する場合があります。

■1号認定(3・4・5歳児)

7:00	早朝保育(利用者のみ)		(紙芝居・手遊び等)
8:00	登園開始	13:00	フッ素洗口 自由遊び
8:05	通園バス出発		
9:00	保育時間		
9:30	自由遊び クラス別保育 合同保育 体育運動	14:00	降園準備 臨時降園 預かり保育開始
11:30	昼食準備 ふれあいタイム (絵本の読み聞かせ)	18:00	延長保育
		19:00	降園終了

■2号認定(3歳・4歳・5歳児)

7:00	早朝保育(利用者のみ)		(紙芝居・手遊び等)
8:00	登園開始		フッ素洗口
8:05	通園バス出発	13:00	随時午睡(3歳児) 休憩・発達に合わせた午睡(4歳児) 休憩(5歳児)
9:00	保育時間		
9:30	年齢別保育 合同保育 運動遊び	15:00	おやつ・降園準備
11:30	昼食準備 ふれあいタイム (絵本の読み聞かせ)	16:00	降園開始・随時降園
		18:00	延長保育開始
		19:00	降園終了

■3号認定(0、1、2歳児)

7:00	早朝保育(利用者のみ)		
8:00	登園開始		
8:05	通園バス出発		
9:00	保育時間	15:00	おやつ 降園準備
9:50	おやつ 年齢別保育 合同保育 運動遊び	16:00	降園開始・随時降園
11:00	昼食準備	18:00	延長保育開始
12:45	随時午睡	19:00	降園終了

0・1・2歳児クラス 保育内容

- 1) 生活習慣指導：挨拶・話し方・聞き方・食事・着脱・排泄等
- 2) 園外保育：自然の事象に気づき、驚きや感動、自然への愛情を育てる
交通ルールを学び安全意識を高める
- 3) 室内遊び：模倣遊び、運動遊び、絵画制作、リトミック、リズム遊び

3・4・5歳児クラス 教育・保育内容

- 1) 生活習慣指導：挨拶・お参りの仕方・話し方・聞き方・食事・着脱・排泄等
- 2) 園外保育：自然の事象に気づき、驚きや感動、自然への愛情を育てる
交通ルールを学び安全意識を高める
- 3) 室内遊び：文字遊び・数遊び・英語・運動遊び・絵画制作・マーチング・リズム遊び

(6)【行事の考え方】

乳幼児期の行事は、「他との関わりの中で、自分たちの成長を楽しむための取組」と位置付けています。勿論、上手に行くことばかりではありませんが、運動会やお遊戯会などの大きな行事を通し、子ども自身が頑張り、保護者に見て貰いたいという気持ちを大事にしていくことで、自分自身の成長したことを実感し、保育者と共々に成長の感動を喜ぶ機会と考えています。その為には、一人ひとりの子どもの意欲や興味を十分に発現し、個性豊かな能力を発揮出来るよう「頑張った、こんなに出来た！楽しかった」と実感できることに主体をおいた丁寧な取り組みを進めていきます。

また、季節ごとの仏教行事は（花まつり、親鸞聖人降誕会、お釈迦様成道会もちつき大会、子ども報恩講）は、仏様の教えを聞くことにより、手を合わせることを学びます。幼い時に抱いた「尊いのち」との邂逅（出会い）は、他の命を大事にするところを育てていきます。共に喜び、共に成長をしていく上でも『仏様の教え』聞くことは、生きる力を育み、自尊心感情を成長させる場となることでしょう。

(7)【年間行事予定】 *行事は年度により変更になります。表記しております行事はあくまで参考としてご理解下さい。

月	行事予定	月	行事予定
4月	進級式・入園式・花まつり・保育参観 季節の探検タケノコ堀	10月	運動会・総合避難訓練 はばたけ学級
5月	親鸞聖人降誕会・バス旅行・いちご狩り 夏野菜苗植え	11月	佐賀バルーンフェスタ見学・三神祭り 芋ほり
6月	じゃがいも堀・前期内科歯科健診 交通教室・はばたけ学級	12月	お遊戯会・お釈迦様成道会餅つき大会 施設慰問
7月	七夕会・七夕慰問 お泊り会	1月	親鸞聖人子ども報恩講・後期内科歯科健診 防犯安全教室
8月	夏まつり	2月	佐賀キンダー音楽祭 人形劇観劇会・冬季避難訓練・お楽しみ参観
9月	人形劇観劇会 祖父母参観	3月	ひな祭り・ふれあい会食会・ふれあい遠足 卒園式
毎月の行事・・・お誕生日会			

4. 認定こども園 利用案内

子ども達が元気にすくすくと育つことは私達（園）の願いです。そして、一日の大半を園で過ごす子供たちが、集団生活の場で心身ともに健康であるためには、家庭と園が連携をしっかりとることが大切です。毎日のお子様の受け入れ時や連絡帳、日々の声かけ等の中で、お子様の健康状態を把握・考慮して保育を行い、友達（仲間）と楽しみながら過ごしていけるよう教育・保育を行うように心掛けておりますので、ご家庭の皆様もご協力をお願い致します。

(1) 家庭との連携について

1. 家庭状況に変更があった場合は、必ず速やかにお知らせ下さい。
※住所（転居）・勤務先・電話番号（携帯電話）・緊急連絡先・家族構成等
2. お迎えの方が通常と変更になる場合は、保護者本人からの連絡が必要です。
お迎えに保護者以外の方（送迎確認書に記載されていない方等）がお迎えの場合は、登園の際、口頭もしくは連絡帳でお伝え下さい。また、急に変更になるときは、必ず保護者の方が電話連絡をして下さい。連絡なしの場合は、お迎えに来られてもお子様を引き渡すことは出来ませんのでご了承下さい。
※送迎確認書・・・園児を送迎する保護者及び親族を記入する用紙

(2) 生活について

1. 入園当初は園に慣れるまで慣らし保育を実施します。

イ) 入園当初、慣れない場所で長時間過ごすことは、子ども達にとって緊張が続き体調を崩すことがあります。お子様が園生活に早くなれる為にも、数日～2週間程度（お子様の状況によります）の慣らし保育を行います。

ロ) 何らかの理由で入園前に慣らし保育を行う場合は、一時預かり保育となりますので、別途一時預かり料が発生いたします。ご了承下さい。

ハ) 一時預かり利用料

	1日	半日
3歳未満児	3,600円	1,800円
3歳以上児	3,200円	1,600円

*神崎市へ申請手続きが必要となります。

2. 元気に挨拶をしましょう。
子どもは保護者や保育者など、身近な大人の真似をすることで、様々なことを身に付けていきます。保護者の皆様が、朝夕のあいさつを明るくされていたら、きっと子供たちも元気のよい挨拶ができるようになります。
3. 良い生活のリズムを作るためにも、8時50分までの登園をお願いします。
4. 欠席及び登園が遅れる場合には、7時30分～8時50分の間に連絡をお願いします。

イ) 病気の場合は症状を詳しくお伝え下さい。また連絡がない場合は、緊急連絡先（職場及び自宅・携帯電話）に確認のお電話をさせていただきますことをご了承ください。
ロ) 用事や病院受診後の登園の際は、【登園時間】をお知らせください。尚、給食は12時を過ぎますと衛生管理上、提供することが出来ませんので、ご了承下さい。
5. ご家庭で朝食を食べてからの登園をお願いします。
朝食をきちんと摂らないと低血糖や貧血を起こす場合があります。また、園での活動も元気に参加できませんので、必ず朝食を食べさせての登園をお願い致します。
6. 持ち物にはすべて記名（フルネーム）をお願いします。
洋服や所持品は勿論、下着や靴下、靴などにも消えないように、油性マジック等でしっかり記名をして下さい。記名がない場合は、園で書かせて頂く場合があります。持ち物不明の物は定期的に掲示板等で掲示し、一か月で持ち物が現れない場合は、園の貸し出し用衣類または、処分させていただきますのでご了承下さい。

7. 連絡帳は乳児期においては「成長の記録・健康の記録」にもなります。読まれたら必ずサインをお願いします。以上児になりますと、活動の報告等は、園アプリを通じて行いますので、連絡帳へ記入することはございません。只、気になること等ございましたら、連絡を頂けますと対応致します。
8. 掲示板（玄関・北園舎廊下に設置）を毎日確認下さい。
園からのお知らせや感染症の情報等を掲示板に掲示しておりますので、ご確認下さい。
9. 園連絡メール・園アプリ等の活用・登録をお願い致します。
園からのお知らせや緊急時にメールでお知らせする場合がありますので、園連絡メール・園アプリの登録・導入をお願い致します。また、メールアドレスや機種変更をした場合は、再度登録が必要となりますので宜しくお願い致します。
(年度で登録内容をリセットしますので、再登録をお願いします)
10. 緊急連絡先を明確にお知らせ下さい。
教育・保育活動中において発病したり、事故が発生した場合は応急処置をとった後、保護者の方へ連絡致しますので、緊急連絡先を明確にお知らせ下さい。(原則、緊急連絡先は職場になりますので、仕事がお休みの時に園に何らかの理由で預ける場合は、必ずお知らせ下さい。)
11. 土曜日保育を利用される方は、遅くとも一週間前までに職員に連絡の上、『土曜保育用勤務証明書』『土曜保育利用申請書』の提出をお願い致します。
12. 当園指定の物品の購入をお願いします。
別途用品注文書がありますので制服等、用品、製作道具等の注文をお願い致します。
制服などはお子様の成長に合わせゆとりをもったサイズを選びましょう。もし、ご不明な場合は園で試着もできますので、ご利用ください。

(3) 保健と健康管理<健康管理・予防接種・感染症・投薬>

お子様の心身の健康状態や疾病などを把握し、嘱託医と相談しながら健康保持に努めております。また、園ではお子様が毎日健康で元気に過ごすために、保護者の方と職員が丁寧にコミュニケーションをとり、協力し合うことが大切だと考えております。不安なこと、不明なこと、なんでも結構ですのでお気軽に相談下さい。

1. 健康管理

イ) 内科・歯科健診	年2回(6月・12月)
ロ) 尿検査	年1回(6月予定)
ハ) 身体測定	毎月
ニ) 睡眠チェックの記録	
	0歳児・・・5分間隔
	1歳児・・・10分間隔
	2歳児・・・15分間隔
	3歳児・・・30分間隔
	4歳児・・・30分間隔
	5歳児・・・午睡なし

※健康診断及び歯科健診は園の嘱託医が行います。なんらかの理由により、健診日当日に受けることが出来ない場合は、後日保護者の方が嘱託医へ出向いての健診となります(要事前予約)

※尿検査依頼先：佐賀県健康づくり財団

住所：840-0054 佐賀市水ヶ江一丁目12番10号

電話：0952(37)3304

2. 毎朝検温して、0歳、1歳児のお子様は連絡帳に体温の記入をお願い致します。
3. 登園時の預け時に、お子様の健康状態を職員へお伝え下さい。
前日に体調がすぐれなかった場合(発熱・痛み・下痢・嘔吐・発疹・食欲不振等)、また投薬後の登園など健康上変わったことがある時は、登園時に必ずお知らせ下さい。登園後に体調が悪くなった場合は早めにお知らせ致します。

4. 登園後、発熱や体調がおもわしくない場合は、緊急連絡先に連絡させていただきます。

イ) おおむね38度を目安にお子様の状態を見た上で、緊急連絡先へご連絡させていただきます。また、熱が無くても咳がひどい、下痢や嘔吐を繰り返す場合にも体力の消耗、脱水症状、ウイルス性疾患が心配されますので、早めに連絡をさせていただきます。

ロ) 細心の注意を払って事故防止に努めていますが、活動中に負傷した時は応急処置を行い、病院受診が必要と判断した場合は、保護者に連絡の上、園から直接病院へ受診する場合があります。

5. 投薬（与薬）について

投薬が医療行為とみなされる場合があります、原則的に投薬は行いません。医療機関にて園に通っていることを伝え、薬の処方については、やむを得ず薬を持参される場合は、1回ずつの分量に分け以下のお約束をお守りください。

- ① 投薬は病院からの処方薬のみお預かりします。
※解熱鎮痛剤、吸入剤、市販薬はお預かり出来ません。
- ② 『与薬依頼書（印鑑必須）』と合わせて必ず当日に職員に手渡しして下さい。
- ③ 初めての処方のお薬は、必ず薬剤情報提供書を提出下さい。
※園で写しを保管し、原本はお返しします。
- ④ 『与薬依頼書（印鑑必須）』は薬を服用するたびに必要です。お手数ですが、長期間同じお薬でも毎回提出をお願いします。（用紙は職員へお尋ねください）
- ⑤ 薬（水薬も含む）は必ず1回分に分けて「与薬する日付」「名前」を記入ください。
※名前がないことにより、重大事故につながる可能性もございます。（誤飲防止）
- ⑥ 長期間持続して与えなければならないお薬（塗り薬等含む）の場合は相談下さい。

6. 予防接種後の登園は控えるようお願い致します。

※予防接種後は副反応がでる可能性があるため、お休みの日又は降園後をお願いします。

園は低年齢の子ども達が長い時間を共に生活しています。感染症にかかると、本人・家族が辛い思いをするだけでなく、周囲の友達や大人たちにも影響があります。予防できる病気は予防をし、万が一発症しても軽く済むよう、予防接種スケジュールを立て、対象年齢になったら計画的に予防接種を受けるように努めましょう。

7. 感染症の登園基準について

園は集団生活の場です。感染症と診断された場合は、お休みして頂きます。すべての子ども達が安心安全の環境で、健やかに過ごせるようにご理解ご協力をお願い致します。また、以下の病名の診断の場合は、医師より「登園許可証明書」に記入してもらい、園に提出頂かないと、お子様をお預かりすることは出来ません。

※「登園許可証明書」は園のホームページからダウンロードもできます。

また、園の事務室にありますので、職員にお尋ね下さい。

出席停止になる感染症と出席停止期間 第2種・第3種

(1) 第2種

病名	登園停止期間の基準
インフルエンザ	発症した後5日間を経過し、且つ、解熱した後3日間を経過するまで
百日咳	特有の席が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	発疹に伴う微熱が解熱した後3日間を経過するまで
風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで

流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下線または舌下線の腫脹が発現した後5日
水痘（みずぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで（かさぶた）
咽頭結膜炎（プール熱）	主要症状が消退した後2日経過するまで
結核	症状により医師において感染のおそれがないと認められるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により医師において感染のおそれがないと認められるまで

(2) 第3種

病名	登園停止期間の基準
流行性角結膜炎（はやりめ）	医師により感染のおそれがないと認められるまで
急性出血性結膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで
腸管出血性大腸菌（O-157等）	医師により感染のおそれがないと認められるまで

(3) 第3種・その他

病名	
腸炎菌感染症、手足口病、感染症胃腸炎（ロタウイルス・アデノウイルス・ノロウイルス）ヘルパンギーナ、RSウイルス、マイコプラズマ肺炎、伝染性膿疹（とびひ）伝染性紅斑（りんご病）	医師の診断による

イ) (3) 第3種・その他について

一定の登園停止基準は設けられていませんが、発生や流行の動向によっては医師による登園許可の判断が必要となる場合もあります。登園停止の必要のない疾患であっても、医師の判断は必要です。受診後、園へ連絡をして下さい。

ロ) 水いぼ、とびひ、アタマジラミ

登園は可能ですが、接触感染の高い病気ですので早めの病院受診をお願い致します。また、夏のプール遊びへの参加は出来ませんことをご了承下さい。

(4) 給食とアレルギーについて

保育園の給食は、年間食育計画に基づき、育ち合う命のお陰様に気づくことを目標に、地産池消の安全安心の新鮮な素材を使い、季節感あふれる献立を考えています。また、郷土料理や和食中心の味を生かすことで、素材自体の味を大切に「食」への感謝の思いや労りの心を育て、健康な体づくりを目指しています。

① 乳児食について

乳児の粉ミルクは園で用意します。哺乳瓶、吸い口等をご家庭で用意して頂き、園で毎回、滅菌処理して使用いたします。また、ミルクの量、時間などはご家庭と連携を行い進めていきます。

② 給食について

(ア) 献立表は毎月別途配布します。

(イ) 毎日の給食はサンプルボックスに入れてテラスへ展示しています。(18時まで)

③ 離乳食について

保護者との話し合いのもと園児の離乳食を進めていきます。ご家庭で食べた事のない食品についてはアレルギーの心配もありますので、園では食べさせることが出来ません。給食献立表をお渡ししますので、必ず事前にご家庭で食べさせて下さい。離乳食は一生の食生活を左右するほど大切な時期ですので、ご家庭と協力して進めていきたいと考えております。

④ 0・1・2歳児の給食とおやつ

(ア) 給食はご飯（主食）を含む完全給食です。

(イ) おやつは9時50分と15時の1日2回です。

※尚、1歳未満のお子様で、離乳食が完了されていないお子様は、離乳食用のおやつとなります。(衛生ぼうろ、唾液で溶けやすいビスケット等)

⑤ 3・4・5歳児の給食とおやつ

(ア)給食は副食(おかず)のみの提供です。お子様が食べられる分の白ご飯を毎日持たせて下さい。また、ふりかけや混ぜご飯等はお子様の食べる意欲ともなりますので適度にご利用ください。ただ、就学前(年長児・5歳児)になりますと、小学校での練習も兼ねて白ご飯で食べる練習も必要ですので、対応をお願い致します。

(イ)お誕生日会の給食では、主食(白米)を提供いたしますので、白ご飯は必要ありません。
※偶数月に(4・6・8・10・12・2月)一度、お米一合をご協力下さい。

(ウ)水筒(お茶等)と、おはしセットとコップ、歯ブラシ(以上児)を毎日持たせて下さい。

(エ)おやつは15時の1日1回です。

⑥ アレルギーについて

アレルギーが疑われる場合は、医師の診断書(または指示書)を保育園に提出して下さい。個別に相談を受け、診断書(または指示書)に基づき当園で除去可能な物は除去食・代替食で対応致します。

※用紙を準備していますので、担任にお声かけ下さい。

(5) 送迎時について(登園降園時)

① 登園降園カード(ICカード)で入退出のチェック(ICリーダー)をお願いします。

登園降園カードをかざすと自動でチェック致します。これにより園への入退室を管理し、延長保育、保育時間利用等の集計を致しますので、必ずチェックをお願いします。また、万が一お忘れになられた場合は職員までお知らせください。園の方で手動で記録致します。

(紛失した場合は、1枚900円となります。ご了承下さい。)



② 朝夕の登園降園時間は駐車場が込み合いますので、速やかに移動をお願い致します。

駐車場は園の北側専用駐車場をお使いください。園門付近に車を駐車されると、駐車による誘発事故や園児の安全面等を考えますと、非常に危険です。けして、園門付近に駐車されないようお願い致します。

(6) その他

(ア)本園の敷地内は禁煙です。

(イ)9時~16時の間、正面入り口の施錠にご協力下さい。

また、防犯のために正面門付近は随時防犯録画をしております。ご承知下さい。

(ウ)本園に入園しますと、同時に保護者会に入荷して頂きます。保護者会費は、園児一人あたり毎月500円となります。

(エ)保護者会活動には積極的に参加をお願い致します。